無人航空機（ドローン等）の安全対策チェックリスト（飛行前の確認用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 対策の実施 |
| 1. 機体の点検・整備 | | |
| 機体の点検  （飛行当日に再度チェックを行うこと） | ・各機器は確実に取り付けられているか。（ネジ等の脱落やゆるみ等） | □ |
| ・発動機やモーターに異音はないか。 | □ |
| ・機体（プロペラ、フレーム等）に損傷やゆがみはないか。 | □ |
| ・燃料の搭載量又はバッテリーの充電量は十分か。  ※バッテリー残量を30％以上残して着陸すること。 | □ |
| ・通信系統、推進系統、電源系統及び自動制御系統は正常に作動するか。 | □ |
| （２）無人航空機を飛行させる者の遵守事項 | | |
| 飛行計画の通報  （DIPS2.0） | ・他の無人航空機の飛行予定の情報（飛行日時、飛行経路、飛行高度）をドローン情報基盤システム（DIPS2.0）で確認するとともに、当該システムに飛行予定の情報を入力する（入力状況を確認できる資料を提出）。 | □ |
| （３）安全を確保するために必要な体制 | | |
| 基本的な体制 | ・場所の確保、周辺状況を十分に確認し、第三者（人又は家屋等の建築物、車両ほか）の上空では飛行させない。  ※距離の確保30ｍ  ※催し物上空は、立入禁止区画を設定すること。 | □ |
| ・飛行速度は20km/ｈ以下とする。 ※ＧＰＳ機能の解除不可 | □ |
| ・プロペラガード（国交省認定型）を装備して飛行させる。 | □ |
| ・前方センサー付きの機体しか飛行させない。 | □ |
| ・地表等から150ｍ（制限高度）未満で飛行させる。 | □ |
| ・危険物輸送、物件投下は原則として行わない。 | □ |
| ・風速5ｍ/ｓ以上の状態では飛行させない。  ※催し物上空は、飛行速度と風速の和が7ｍ/ｓ以上 | □ |
| ・雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。 | □ |
| ・プライバシーの保護に十分な配慮を行う。 | □ |
| ・対人・対物保険に加入する。※保険加入は必須 | □ |
| ・飛行中は、許可書または確認済証を携帯する。 | □ |
| 人口集中(ＤＩＤ)地区で飛行を行う際の体制 | ・飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。  ・補助者は、飛行範囲に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う。 | □ |
| 非常時の連絡体制 | ・あらかじめ、飛行の場所を管轄する警察署、消防署等の連絡先を調べ、「無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突もしくは接近事案など」の事故が発生した際には、必要に応じて直ちに警察署、消防署その他必要な機関等へ連絡するとともに、施設管理者及び航空法の許可等を行った大阪航空局へ報告すること。  ・宮崎市スポーツランド推進課 　　　0985-20-5151  ・宮崎市生目の杜運動公園管理事務所　0985-47-6222  ・大阪航空局保安部運用課 　　　06-6949-6609 | □ |

※上記のほか、国土交通省航空局標準マニュアルの諸事項を遵守すること。